

# 広島市消費生活センターだより

## 悪質な訪問買い取り業者に ご注意ください



### 事例

突然業者が、「いない衣類や靴はないですか。買い取ります。」と訪問してきた。いない洋服があったので準備したが、業者は洋服には目もくれず、「指輪などの貴金属はないですか。」と言われた。

「売りたい貴金属は無い。」と答えると、「このままでは帰れない。とにかく見せてほしい。」と強く言われ、結局強引に指輪を買い取られてしまった。

### アドバイス

- 突然訪問して物品の買い取りを勧誘する業者は、家に入れないようにしましょう。
- 訪問前に業者から連絡があり、買い取りを承諾した場合でも、承諾した物品以外の買い取りの勧誘はきっぱりと断りましょう。
- 業者から交付された書面の内容はしっかりと確認しましょう。
- 訪問買い取りでは、クーリング・オフが認められています。書面交付から8日間以内は、物品の引き渡しを拒むことができます。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

## 広島市消費生活センター

# ☎082-225-3300

相談無料  
秘密厳守  
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))